



ホームページに掲載した文書における 不十分なマスキング処理について

呉市ホームページの一部をマスキング処理した上で掲載したPDFファイルが、一定の操作により、マスキング処理した部分の元の文字を確認することが可能な状態になっていた事案が発生しましたので、お知らせします。

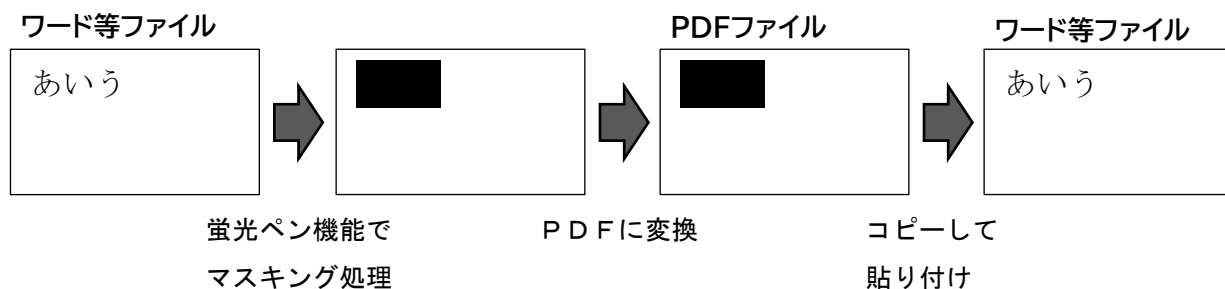
1 概要

令和5年度に呉市ホームページに掲載した資料について、PDFファイルのマスキング処理した文字が、一定の操作をすることにより閲覧できる状態で掲載されていました。

令和6年12月3日(火)、他の自治体から、当該PDFファイルをコピーし、ワードに貼り付けたところ、マスキング処理していた部分の元の文字が閲覧できた旨の電話連絡がありました。当市において同様の操作を行ったところ、マスキング処理された文字を判読することができたため、直ちにホームページから削除しました。

ワード等の文書データをマスキング処理する場合、文書の一部をワード等の蛍光ペンの機能で黒く塗り潰しただけでは、マスキング処理した文字データは保持されたままとなります。このため、当該ファイルをPDFファイルに変換した場合であっても、当該PDFファイルをコピーし、ワード等に貼り付けると、マスキング処理した元の部分が見える状態で貼り付けられることとなります。

【不十分なマスキング処理の事例】



2 原因

職員が資料を作成する際、紙媒体での取扱いとの認識であったため、文書の一部をマスキング処理する際に、該当部分を蛍光ペン機能で黒く塗り潰し、そのままPDFファイルに変換した上で、別の職員に当該ファイルを送付しました。

当該ファイルの送付を受けた職員が呉市のホームページに当該PDFファイルを掲載する際、適切なマスキング処理がなされているかを確認しないまま、掲載しました。

資料の取扱いに関する確認及びマスキング処理をしているファイルを公開する際の確認不足が原因です。

3 影響

呉市のホームページ上に、一定の操作をすることにより、マスキング処理している元の文字が見える状態のPDFデータを掲載していました。

4 対応

削除したデータは、一度紙媒体にした文書をPDFファイルに変換した上で、再掲載しました。

5 その他判明した事案

本事案が判明したことを受け、現在呉市ホームページに掲載しているPDFファイルについて確認したところ、同様に不十分なマスキング処理であったファイルが26件確認されました。(顔写真, 車両ナンバー, 地図上に掲載された事業者名等)

これらのファイルも直ちに削除し、必要なファイルについては、適切なマスキング処理をした上で再掲載します。

6 再発防止策

マスキングの処理方法に対する認識不足が原因であるため、マスキングした部分を一定の操作により確認することができないよう、その処理方法を庁内に通知するとともに、研修等により周知徹底し、公開する前に、確実にマスキング処理が講じられているか必ず確認することとします。